

スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 生活保護法上の被保護者は、スポーツ振興投票券を購入してはならないこと。

(第九条の二関係)

二 この法律は、生活保護法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

(附則関係)